



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日本アジア投資株式会社
代表者の役職名 代表取締役 細 窪 政
(コード番号 8518 東証一部)
問 い 合 せ 先 常務取締役 下村 哲朗
T E L 0 3 (3 2 5 9) 8 5 1 8

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月25日開催予定の当社第34期定時株主総会に、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容につき付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション導入の目的
 - (1) 現在、当社の取締役の報酬等の額は、①年額報酬 300 百万円以内、及び、②年額報酬の範囲内でのストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬、の2種類が定められています。

今般、当社は、本年6月25日開催予定の当社第34期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、上記2種類の現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）の報酬等の額を、①年額報酬 210 百万円、及び、②年額報酬の範囲内でのストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬、として新たに設定するものです。
 - (2) 取締役に対するストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬は、現行の制度と同じく、取締役に対する報酬制度に関して当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットを株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものです。
 - (3) なお、当社は、平成 16 年 6 月 24 日開催の第 23 期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当株式報酬型ストック・オプションは、役員退職慰労金制度に代わる退任時の報酬です。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

2. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は126個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合は、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整し、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（4）の期間内において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

以上